福島県担い手づくり総合支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　県は、地域の担い手の経営発展を支援するため、別表に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和４５年福島県規則第１０７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助の対象及び補助額）

第２条　補助金は、事業実施主体が別表に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する経費について当該事業実施主体に対して交付するものとする。

２　補助金の額は、補助事業ごとに同表に掲げる補助率の範囲内で、知事が定める額とする。

　ただし、千円未満の額は切り捨てた額とする。

（申請書等の様式等）

第３条　規則第４条第１項の申請書は、福島県担い手づくり総合支援事業補助金交付申請書（第１号様式）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日までとする。

２　別表の地域農業構造転換支援事業または地域担い手育成支援事業の事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、農地利用効率化等支援交付金実施要綱（令和４年３月３０日付け３経営第３１５６号農林事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）別記のⅠの第１の３の（１）のイ又は別記のⅡの第１の２の（１）のア並びに別記のⅢの第１の３の（１）に該当する者（以下「助成対象者」という。）について当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

　ただし、申請時において助成対象者の当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

３　別表の担い手づくり総合推進事業の事業実施主体は、第１項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

　ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金交付の条件）
第４条　規則第６条第１項第１号に規定する別に定める軽微な変更は、別表の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
２　規則第６条第１項第５号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
(1)　別表の地域農業構造転換支援事業または地域担い手育成支援事業については、国から付された補助金交付の条件を遵守するために必要な事項。
(2)　別表の地域農業構造転換支援事業または地域担い手育成支援事業については、各助成対象者に対し、補助金を交付するときは、補助事業者は規則第１８条の規定に準じた規定を設けること。
(3)　前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、制限期間内に処分することを承認する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
(4)　その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
３　別表の地域農業構造転換支援事業または地域担い手育成支援事業の事業実施主体は、助成対象者に対し、補助事業の完了後においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運営を図るよう指導するものとする。
４　別表の担い手づくり総合推進事業の事業実施主体は、補助事業の完了後においても、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的な運営を図ること。

（変更等の承認申請）
第５条　事業実施主体は、規則第６条第１項第１号又は第２号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県担い手づくり総合支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第２号様式）を提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）
第６条　規則第８条第１項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して１０日を経過した日までとする。

（概算払）
第７条　知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により、補助金の交付をすることができる。
２　事業実施主体は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、福島県担い手づくり総合支援事業補助金概算払請求書（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（事業遂行状況報告）
第８条　規則第１１条の規定による事業の遂行状況報告は、福島県担い手づくり総合支援事業遂行状況報告書（第４号様式）により、補助金の交付決定のあった年度の各四半期

（第４・四半期を除く）の末日現在の状況について、当該四半期の最終月の翌月１０日までに提出するものとする。

ただし、概算払請求書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

２　事業実施主体は、当該事業が完了したときには、速やかに福島県担い手づくり総合支援事業完了報告書（第５号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第９条　規則第１３条の規定による実績報告は、福島県担い手づくり総合支援事業実績報告書（第１号様式）により、事業完了の日（事業の中止、又は廃止の場合には、知事の承認を受けた日）から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月３１日（補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の４月１０日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

２　第３条第２項ただし書に該当した各助成対象者または第３条第３項ただし書きに該当した事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならない。

３　事業実施主体は補助事業の完了後に、助成対象者または事業実施主体が、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第６号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

４　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（補助金の交付請求）

第 10 条　補助金の交付の決定の通知を受けた事業実施主体は、補助事業が完了した場合は、速やかに福島県担い手づくり総合支援事業補助金交付請求書（第７号様式）を知事に提出しなければならない。

ただし、補助金の全額が概算払いされた場合は、この限りでない。

（財産処分の制限を受ける期間及び内容）

第 11 条　規則第１８条第１項ただし書に規定する別に定める期間並びに同条同項第２号及び第３号に規定する別に定める財産は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）による（ただし、当該省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）による）ものとする。

ただし、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものに限る。

（会計帳簿等の整備等）

第 12 条　補助金の交付を受けた事業実施主体は、地方公共団体の場合にあっては、当該補助事業等に係る国の補助金等と当該補助事業等に係る当該地方公共団体の予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書（第８号様式）を作成してこれを保管し、地方公共団体以外の者の場合にあっては、当該補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を整理保管し、補

助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

２　事業実施主体及び助成対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第９号様式）を第１１条に規定する期間内備えておかなければならない。

（権限の委任）

第 13 条　別表の地域農業構造転換支援事業及び地域担い手育成支援事業についての規則及びこの要綱に基づく知事の権限は、福島県農林事務所の長に委任する。

附則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行し、平成３１年度の補助金から適用する。

２　改元後は、令和及び年次に読み替える。

３　福島県経営体育成支援事業補助金交付要綱は廃止する。

ただし、平成３０年度までに実施した事業の事務手続きについては、従前のとおりとする。

附則

１　この要綱は、令和元年１２月１０日から施行する。

２　令和元年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の実施について（令和元年８月から９月の前線に伴う大雨等及び台風第 19 号等）（令和元年１２月１０日付け元経営第１９７０号農林水産省経営局長通知）に基づいて行う地域担い手育成支援事業は、本要綱を適用せず、福島県担い手づくり総合支援事業（令和元年台風第 19 号等）補助金交付要綱を適用する。

附則

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条、第４条関係）

<table>
<tr><th rowspan="2">事業名</th><th rowspan="2">経費</th><th rowspan="2">事業実施主体</th><th rowspan="2">補助率</th><th colspan="2">重要な変更</th></tr>
<tr><th>経費の配分の変更</th><th>事業の内容の変更</th></tr>
<tr><td>地域農業構造転換支援事業</td><td>１　事業費
国実施要綱に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費
（１）地域農業構造転換支援タイプ
地域農業構造転換型補助事業

２　附帯事務費
市町村が上記１に掲げる事業の実施に関する指導に要する経費</td><td>市町村

市町村</td><td>3/10 以内、定額

1/2 以内</td><td>１
経費の欄に掲げる１、２の経費の相互間の流用

２
補助金の増額

３
事業費の３０%を超える増減</td><td>１
事業の新設又は廃止</td></tr>
<tr><td>地域担い手育成支援事業</td><td>１　事業費
国実施要綱に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費
（１）融資主体支援タイプ
ア　融資主体型補助事業
イ　追加的信用供与補助事業
（２）被災農業者支援タイプ
ア　融資等活用型補助事業
イ　追加的信用供与補助事業</td><td>市町村</td><td>3/10 以内
定額

3/10 以内
定額</td><td>１
経費の欄に掲げる１、２の経費の相互間の流用

２
補助金の増額

３
事業費の３０%を超える増減</td><td>１
事業の新設又は廃止</td></tr>
</table>

	（３）条件不利地域支援タイプ ２　附帯事務費 　市町村が上記１に掲げる事業の実施に関する指導に要する経費	 市町村	１/2 以内 ただし、農業用機械にあっては 1/3 以内 １/2 以内		
担い手づくり総合推進事業	１　事業費 　一般社団法人福島県農業会議が福島県担い手づくり総合推進事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費	一般社団法人福島県農業会議	定額	１ 補助金の増額 ２ 事業費の３０%を超える増減	